

第8回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月9日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(13人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	篠 原 末 治
〃	13 番	遠 藤 政 雄
欠 席	12 番	篠 原 末 治

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

2 番	佐 藤 輝 実
3 番	足 立 雅 人

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画
に係る意見について

議案第2号 農地法第5条に規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条に規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第5号 現況証明願について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	細 野 幸 彦
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (細野局長)	それでは、ただいまより第8回土幌町農業委員会総会を開催致します。 はじめに農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 次に、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	みなさん、こんにちは。暦のうえでは立春も過ぎたところですが、まだまだ寒い日が続いています。私も先々週の札幌研修でインフルエンザの菌をもらってきて、1月29日の会議も欠席することになりまして代理にはお世話になりました。全国的にも過去最悪とのことですので皆さんもお気を付けて頂きたいと思います。 また、北陸の方でもたいへん大雪で一時、1500台の車が立ち往生で亡くなった方も出ているという状況で大変だなとも思いますし、また日高の方でも大雪の影響でハウスが360棟ほど倒壊し、被害があった55戸では1戸あたり約6棟倒壊したとのことで、苗の定植に間に合うかどうかということで大変心配されていますし、撤去する労力も大変なものがあるというように思います。お見舞いを申し上げたいと思うところであります。 また本日は総会案件もたくさんありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 なお、本日の総会出席委員ですが、篠原委員が欠席されていますので13名出席でございます。定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては、慣例により渡邊会長をお願いいたします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (細野局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。

渡邊議長	佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	<p>ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。2番佐藤輝実委員、 3番足立雅人委員、よろしく願いいたします。 それでは、議事に入りたいと思います。報告第1号農地法第18条第6項 の規定による報告について事務局より説明願います。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、 合意による賃貸借契約の解除通知があったので報告します。平成30年2月 9日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p>【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】</p>
渡邊議長	<p>それでは番号1番〇〇〇の〇〇〇〇さんの件、番号2番〇〇の〇〇さんの 件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	ありません。
渡邊議長	<p>ないようですので報告第1号は承認されたものとします。 次に議案第1号農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計 画に係る意見について事務局説明願います。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>議案第1号農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画に 係る意見についてこのことについて、農業振興地域の整備に関する法律第13 条第2項の規定に基づく農用地利用計画の変更について、本会の意見を付し たいので審議願います。平成30年2月9日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p>【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】</p>

渡邊議長	それでは番号1番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号2番〇〇〇の〇〇さんと3番〇〇〇の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。 平成30年2月9日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは番号1番〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
	先ほどの議案第1号農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用利用計画の変更となぜ面積が違うのですか。
事務局 (加藤係長)	今はまだ農地なので農地の表示は小数点が付きません。最初の農振地域は宅地化するというので「. 〇〇㎡」と小数点が付きます。計画内容の数字は合うように直しています。実際、転用終了して宅地に変更したら「〇〇〇. 〇〇㎡」になります。
4番 (渡邊委員)	「〇〇〇㎡」にはならないのですか。
事務局 (加藤係長)	登記上は切り捨てなので「〇〇〇㎡」になります。宅地に転用すると初めて「. 〇〇」と小数点が付きます。農地は小数点が付きません。
渡邊議長	農振地域の変更の申請地も現在はまだ農地ですよ。

事務局 (加藤係長)	本当は申請者に面積を合わせて欲しかったのですが、これで申請すると言われました。農地以外にするとということで白地にするために「. ○○」を付けたいという話でした。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。 次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年2月9日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは所有権移転の番号1番○○の○○さんの件につきまして意見質問を求めます。
3番 (足立委員)	はい。この件につきましては○○○○農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
渡邊議長	ただ今、足立委員よりこの件につきましては○○○○農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして、貸借の番号2番○○○の○○さんの件につきまして意見質問を求めます。
10番 (後藤委員)	はい。この件につきましては○○○○○農用地利用調整協議会に一任をお願いします。
渡邊議長	ただ今、後藤委員よりこの件につきましては○○○○○農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。

渡邊議長	続きます、番号3番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
1番 (森本代理)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任をお願いします。
渡邊議長	ただ今、森本代理よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きます、番号4番〇〇の〇〇さん、5番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
3番 (足立委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
渡邊議長	ただ今、足立委員よりこの件につきましても〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きます、番号6番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
10番 (後藤委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任をお願いします。
渡邊議長	ただ今、後藤委員よりこの件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きます、番号7番の①番〇〇〇〇の件につきまして意見質問を求めます。
2番 (佐藤委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長	ただ今、佐藤委員よりこの件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きまして、番号7番の②番〇〇〇〇、番号8番〇〇〇の件につきまして意見質問を求めます。
2番 (佐藤委員)	この件につきましては農地小委員会預かりでお願いします。
渡邊議長	ただ今、佐藤委員よりこの件につきましては農地小委員会預かりでお願いしたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	それでは議案第3号は承認されたものとします。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、土幌町より決定が求められた次の農用地利用集積計画について、審議願います。平成30年2月9日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは議案第4号の貸借権設定番号1番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	佐藤委員退席願います。 続きまして、番号2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	佐藤委員お戻り下さい。

渡邊議長	続きまして、番号3番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号4番から11番までの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号12番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号13番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号14番15番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号16番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	はい。それでは加藤係長。
事務局 (加藤係長)	ここで議長の任を解き、会長の指名により議長の選出をお願いします。
渡邊議長	それでは森本代理に議長をお願いします。
臨時議長 (森本代理)	渡邊会長退席願います。 これより番号17番〇〇さんの件について審議いたします。この件につきまして意見質問はありませんか。

全員	ありません。
臨時議長 (森本代理)	ないようですので番号17番につきましては承認されたものとします。 渡邊会長着席願います。
渡邊議長	それでは森本代理の議長の任を解きます。 引き続きまして、番号18番から22番まで〇〇の〇〇さんの件につきま して意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
10番 (後藤委員)	賃借料〇〇〇〇円と記載されていますが、〇〇〇〇円というのは存在して いるのでしょうか。
13番 (遠藤委員)	7～8年前まで標準小作料制度というのがありまして、その時の法律で3 年に一度、標準小作料の会議を持って各地区の小作料(単価)を決めて上限 を決めていました。しかし7～8年前にその法律がなくなりました。その時 の私の記憶では、最高単価が〇〇〇〇円だったか〇〇〇〇円だったかはつき りしません。今後、どうしたらいいのか決めて行かないとまらないのではな いかと思います。
渡邊議長	法律が無くなりましたが、農業委員会としてはどのようにお考えですか。
事務局 (加藤係長)	平成22年に標準小作料の法律が無くなりました。その年に一番高かった 金額の八掛けということで〇〇〇〇円になっていると思います。ただ、あく まで農業委員会としてはその年の賃借料の最高最低中間の部分しか出さな いので金額は〇〇〇〇円で今まで設定しています。しかし、各地区からお話 を聞くと実際は〇〇〇〇円を超えて払っているところがあるということや、 実際の単価はもっと高いのではないかと聞いています。それで今回、〇〇 〇〇円に設定をしてくださいというお話もしましたが、対象地は〇〇〇〇円 の評価をすることができるのとことでしたので、それでしたら〇〇〇〇円に あげてはどうですかということで今回は〇〇〇〇円にしています。 また、前回の〇〇〇〇の〇〇さんの件も同じように〇〇〇〇円であげていま すので正直に申しますと、今までは農業委員会が決めているからその賃借料 でというのもあったと思いますがもう少し、見直しをかけていってはどうか と思います。実際は〇〇〇〇円プラスいくらかを払っているというお話も聞き ますので、それでしたら農業委員会が作成した契約書の金額で払ってもらっ たほうがいいのかというお話を会長にして〇〇〇〇円にあげている経緯 はあります。

- 13番
(遠藤委員) その時の標準小作料の会議では、実際に払っている金額ではなく、実際にかかる経費、作物の販売価格などを鑑みて賃借料を決めてきました。確か、その時も単価〇〇〇〇円でしたが裏でそれ以上を払っているのは聞いたことがあります。なるべく農業委員会が作成した契約書の単価で契約してほしいのですが、なかなかそうは行かない現状もあります。
- 1番
(森本代理) それでしたら、この先も〇〇〇〇円という単価が出てくる可能性があってもおかしくはないということでしょうか。
- 事務局
(加藤係長) 可能性はあります。それは現在、これだけ土地が整備されてきて、大型機械化もされ、コストがかからず利益もあがってきているのに、賃借料だけが上がらないのはどうなのかという意見が貸主からも出てきています。実際、各地区で話し合いをしていただき、その単価に見合った土地なのかどうかというのが大前提です。今回の場合は〇〇〇〇円を払ってもおかしくない土地だということで設定していますが、貸主の言い値で例えば〇〇〇〇円だから〇〇〇〇円と乗せるかと言うのではなく、あくまでも各地区で話し合いをしてこの金額ならば妥当ということで今回はあげているので、例えば、貸主が〇〇円や〇〇円というところはないと思いますが、〇〇〇〇円ということでその地区がいいのではとなりましたら逆に〇〇〇〇円にあげても私はいいのではないかと思います。あくまでも、その地区の話し合いでその単価ならば妥当という金額の場合です。今回は妥当ということで報告を受けているので〇〇〇〇円にあげています。
- 1番
(森本代理) 町の全体的な考え方も相場が上がればということになれば変わるかもしれませんが。
- 事務局
(加藤係長) 実際はどうですか。
- 1番
(森本代理) あの土地が〇〇〇〇円だったら、今、貸している土地も同等の価値があるのではないかなど出てくると思います。
- 10番
(後藤委員) 町としてルールのような相場を決められないのですか。
- 事務局
(加藤係長) 小作料の時は農業委員会指導でできましたが、もう廃止した制度なので農業委員会指導ではできません。
- 渡邊議長 あと地域の利用調整の中でどうするかだと思います。今時点でも小作料は違いがあると思うのでそれぞれの地域の判断にもなってくると思います。

- 13番
(遠藤委員) もう一つは土地の売買単価だと思います。私が農業委員会に所属していた時もそうでしたが、〇〇〇〇〇〇だけ高かったのです。それは過去の農業委員さんが指導してそうなったのかは不明ですが、ただ〇〇〇〇〇〇だけが一番高い土地の売買単価と言われればそうでもなく、逆に他の地域が高い場合もありました。本来は売買単価と貸借単価は比例するはずです。
- 事務局
(加藤係長) その件については農業会議とも話をして、どうなのか確認します。
- 10番
(後藤委員) 農業委員としては上限がないとやりづらいです。確か、〇〇〇の今までの上限は〇〇〇〇円だったと思いますが、これが上限だからと伝えてお願いしやすく納得してもらいやすかったところがありました。そのラインが無くなると貸主の言い値市場なことに成りかねないですし、土地の賃借料の判断が難しくなるように感じます。
- 渡邊議長 〇〇〇ではそのようにお願いしたいということですか。
- 10番
(後藤委員) これまではこの金額が上限だからお願いしますと伝えれば、貸主も納得していたのが、ラインが無くなると、貸主に〇〇〇〇円、〇〇〇〇円と言われてしまうとそれに従うしか仕方なくなってしまうのではないかと悩ましいところでは。
- 渡邊議長 法律的にも農業委員会で決めるということができないのですね。
- 事務局
(加藤係長) そうです。他の町村がどのような状況なのかを合わせて確認してみます。他の町村でしたら、もっと高い単価になってくると思いますが、上限の設定ができないのだろうかなど農業会議のほうにも確認を取ってみます。
- 渡邊議長 他にありませんか。
- 全員 ありません。
- 渡邊議長 続きまして番号23番24番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
- 全員 ありません。
- 渡邊議長 続きまして番号25番26番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号27番28番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号29番から32番までの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号33番から35番までの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号36番から40番までの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号41番42番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。 次に議案第5号現況証明願について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第5号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年2月9日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは調査員の報告を求めます。
8番 (中田委員)	昨日、確認してきました。現地は農地・採草放牧地以外であることを確認してきましたのでご報告いたします。

渡邊議長

それではこの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

それでは議案第5号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会